

粧工連通知2018002号
2018年4月5日

日本化粧品工業連合会傘下会員各位

日本化粧品工業連合会
事務局

ポリ塩化直鎖パラフィンについて（情報提供）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十から十三までのものであつて、塩素の含有量が全重量の四十八パーセントを超えるものに限る。）が、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）に基づく第一種特定化学物質に指定され、本年4月1日から施行されました。

一方、厚生労働省の化粧品基準（平成12年9月29日厚生省告示第331号）によると、第一種特定化学物質に該当する物は化粧品に配合してはならないと規定されています。したがって、旧化粧品種別配合成分規格あるいは医薬部外品原料規格に規格が掲載されている塩素化パラフィンのうち、上記の第一種特定化学物質に指定されたポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十から十三までのものであつて、塩素の含有量が全重量の四十八パーセントを超えるものに限る。）に該当するものについては、化粧品に配合することができませんのでご注意ください。

以上ご連絡申し上げます。

敬具